

令和6年度 粉じん障害防止総合対策推進強化月間実施要綱

主 唱 北 海 道 労 働 局
労働基準監督署（支署）

1 趣 旨

北海道内では、じん肺の新規有所見者が依然として認められているほか、粉じん作業を行う事業場の中には、呼吸用保護具の着用、じん肺健康診断の実施など、基本的な事項に問題を認める状況も見受けられている。

このため、北海道労働局では、粉じん障害を防止するため、令和5年度から令和9年度までの5か年を期間とした「第10次粉じん障害防止総合対策」を推進しているところであり、この対策の一環として、全国労働衛生週間の準備期間である9月を「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」と定め、行政機関、関係団体、事業者のそれぞれが役割を果たし、かつ連携して、粉じんの有害性及び粉じん障害防止対策等に関する関係者の意識を高揚させ、自主的な粉じん障害防止対策の実施の活性化を図ることとする。

2 実施期間

令和6年9月1日～9月30日

3 重点事項

- (1) 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底
 - ア 粉じん保護具着用管理責任者の選任
 - イ 呼吸用保護具の適正な選択、使用及び保守管理の推進
 - ウ より有効な健康障害防止措置としての電動ファン付き呼吸用保護具の使用
- (2) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
 - ア ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインに基づく対策の徹底
 - イ 健康管理対策の推進
 - ウ 元方事業者の講ずべき措置の実施の徹底等
- (3) アーク溶接と岩石等の裁断等作業における粉じん障害防止対策
 - ア 局所排気装置、プッシュプル型換気装置等の普及を通じた作業環境の改善
 - イ 呼吸用保護具の着用の徹底及び適正な着用の推進
 - ウ 健康管理対策の推進
 - エ じん肺に関する予防及び健康管理のための教育の徹底
- (4) 金属等の研磨作業における粉じん障害防止対策
 - ア 特定粉じん発生源に対する措置の徹底等
 - イ 特定粉じん発生源以外の粉じん作業に係る局所排気装置等の普及を通じた作業環境の改善
 - ウ 局所排気装置等の適正な稼働並びに検査及び点検の実施
 - エ 作業環境測定の実施及びその結果に基づく措置の徹底
 - オ 特別教育の徹底
 - カ 呼吸用保護具の着用の徹底及び適正な着用の推進
 - キ たい積粉じん対策の推進
 - ク 健康管理対策の推進
- (5) 屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業、屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策
 - ア 呼吸用保護具使用の徹底

イ 呼吸用保護具の使用が必要であることについての作業場の見やすい場所への掲示、呼吸用保護具の必要性の要旨についての衛生委員会等での説明、本月間及び粉じん対策の日を活用した普及啓発等の実施

(6) じん肺健康診断の着実な実施

ア じん肺健康診断の実施の徹底

イ じん肺有所見労働者に対する健康管理教育等の推進

ウ 職歴・作業記録情報の確実な保存

(7) 離職後の健康管理の推進

ア じん肺管理区分が管理2又は管理3の離職予定者に対する健康管理手帳制度等の周知

イ 粉じん作業履歴を有する離職者に対する健康管理に必要な書類の提供

4 北海道労働局が実施する事項

(1) 本月間を関係者に周知する。

(2) 労働災害防止団体及び関係事業者団体等に本要綱の重点事項の実施を要請する。
また、当該団体の実施する事項について協力、援助する。

(3) 各種会議等で関係者に本要綱に基づく事項の実施を指導する。

5 労働基準監督署（支署）が実施する事項

(1) 本月間を関係者に周知する。

(2) 管内の労働災害防止団体の分会、関係事業者団体等に本要綱の重点事項の実施を要請する。

また、当該団体の実施する事項について協力、援助する。

(3) 集団指導、個別指導及び監督指導等を行う。

6 労働災害防止団体、関係事業者団体等が実施する事項

(1) 本月間を会員事業場等に周知する。

(2) 関係事業場へのパトロール等を実施する。

(3) 粉じん障害防止のための説明会、健康相談等を実施する。

7 事業者が実施する事項

(1) 本月間の実施について関係労働者に周知する。

また、同一作業場所で作業を行う労働者以外の人にも、併せて周知を行う。

(2) 経営首脳者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、産業医及び職長などの現場責任者等による粉じん作業場のパトロールの実施による総点検を実施し、本要綱3に掲げる重点事項をはじめ、粉じん障害防止規則及びじん肺法の各規定に係る粉じん対策及び健康管理対策の徹底を図る。

(3) 労働基準監督署（支署）、労働災害防止団体及び関係事業者団体等が開催する粉じん障害防止のための説明会等に積極的に参加する。

(4) 粉じん作業従事者、作業責任者等に対し、粉じんの有害性に関する意識を高めるための労働衛生教育を実施する。

(5) 呼吸用保護具の点検、局所排気装置等の点検、たい積粉じん除去のための清掃等の実施状況の確認を行う。

(6) じん肺有所見者に対し、じん肺の増悪の防止を図るため、産業医等による保健指導を実施するとともに「健康管理教育ガイドライン」に基づく健康管理教育を実施する。
さらに、肺がんに関する検査の実施及びじん肺有所見労働者に対する積極的な禁煙の働きかけを行う。